

自主管理規定運用のための解説(第3版)

(本資料は自主管理規定を円滑に運用するためのものであり、随時加筆修正します。)

平成20年8月1日

日本接着剤工業会

登録審査委員会

1. 製品登録申請は、ノンホルムアルデヒド製品登録申請書(様式-1)、製品リスト(様式-2)、登録製品品質管理チェック表(様式-7)及び製品リストの入ったフロッピーディスク(又は、電子メール添付)を日本接着剤工業会に提出して行う。
2. 更新の申請は、ノンホルムアルデヒド製品登録(更新)申請書(様式-8)、(更新用)製品リスト(様式-9)及び、(申請用)製品リストのフロッピーディスク(又は、電子メール添付)を日本接着剤工業会に提出して行う。
3. 登録申請書に記載する代表者とは、会社の代表者又は接着剤事業の責任者であり、社印又は代表者印を捺印する。
4. 非会員は、初回申請時に申請者登録をする(様式-6)。初回登録審査結果速報受領後3週間以内に申請者登録費用を支払う。
5. 登録申請書に記載する「3. 連絡先」の項には、ノンホルムアルデヒド製品登録申請実務責任者とし必要事項を記入する。実務責任者とは、登録申請書の提出から審査結果(登録確認書等)の受領及び登録費用納入までの責任者である。同時に登録審査委員会等からの電話等による問い合わせに対し直接対応できる人であることが望ましい。
6. 製品リスト作成に当たっては、ノンホルムアルデヒド製品のみとし、通常審査対象として登録申請を受け付ける接着剤の種類は、第6条に規定された12種であり、規定された表現通りの種類名を記載すると共に、第4条に規定された住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品として、その用途(使用部位)を記載する。
12種以外の接着剤の種類について申請された場合には、審査対象とするか否かも含めて特別審査となる。
7. 登録製品品質管理チェック表(様式-7)の代表者とは、会社の代表者又は接着剤事業の責任者であり、社印又は代表者印を捺印する。
8. 申請は、内容物が同じであっても製品名が異なるごとに1件とする。但し、製品名の

うち色、容量及び包装形態、の違いは全体で1件としてよい。

また、製品名が同じであっても製品名の欄に夏場用、冬場用等の記載がある場合には、別件とする。(製品名の欄以外のロット表示等で夏場用、冬場用等が記載される場合は1件でよい。)

同一登録番号を使用する包装形態が異なるものがある場合は、申請時にを届けておくこと。

例) AAA 100 (カートリッジ)
AAA100F (フィルムパック)
AAA100A (アルミパック)
AAA100/F/A で登録可

9. 二液形製品の申請は、製品名を下記のように記載する。

- (1) 二液形のエポキシ樹脂系接着剤や変成シリコーン樹脂系接着剤は、エポキシ〇〇主剤/硬化剤、又はエポキシ〇〇A/Bと記載する。
- (2) 硬化剤を併用する水性形接着剤の申請は、〇〇主剤/硬化剤(架橋剤)と記載する。又は〇〇(主剤)、硬化剤(架橋剤)の単独申請でもよい。
- (3) 二液形の溶剤形接着剤の申請は、〇〇主剤/硬化剤(架橋剤)、〇〇A/Bと記載する。又は〇〇(主剤・A)、硬化剤(架橋剤・B)の単独申請でもよい。

10. 審査に先立ち、申請書の記載及び書類が適正か否かを確認する。

審査の方法は、申請書類及び添付資料により行う。

また、必要に応じて、規定11条により、追加の書類を要求する事がある。

11. 審査結果は、登録番号[JAIA-6桁番号]を決定し、審査日から一ヶ月以内に登録確認書を申請者に送付して通知する。

なお、全く問題なく登録確認されたものは、審査日の翌日に申請者にFAXで速報を流す。

12. 登録申請費用及び登録更新費用は、請求書が登録確認書及び(更新用)登録確認書と同時に申請者に送付されるので、請求書受領から一ヶ月以内に、日本接着剤工業会指定口座に振り込まれるよう、申請者が責任を持って処理する。

13. ノンホルムアルデヒド製品登録番号の公開は、登録確認書の4項目即ち、登録番号[JAIA-6桁番号]、製品の会社名、種類、製品名をセットで日本接着剤工業会のHPに表示する。

14. ノンホルムアルデヒド製品登録の修正、削除等の変更は、変更届(様式-5)で行う。

15. 登録マークの表示は、登録マーク表示モデル（様式－４）に従う。
16. JIS 表示のあるシーリング材への表示は日本シーリング材工業会にゆだねる。
17. JIS 製品への表示が間に合わない場合は、工業会の自主管理規定による表示も可能である。但し JAIA F☆☆☆☆表示は JIS マークから離すこと。
18. 第 6 条の接着剤以外の種類を審査する場合は、小形チャンバー法による複数会社製品のホルムアルデヒドの発散データーを必要とする。（データー検証は学識経験者等の第三者を含めた部会で検討することが望ましいとの意見がある。）
19. この自主管理規定は建築基準法改正(平成 15 年 7 月 1 日施行)に対応するために、平成 15 年 3 月 20 日に公示された関連 JIS の品質基準に準拠して作成されたものであり、今後 JIS 改正等の事情により、必要に応じて原材料規制物質を見直す。
20. 自主管理規定登録は、海外の接着剤メーカーからも申請が有れば受け付ける。その際輸入業者が申請することもできる。OEMを受ける者でもよい。
21. 各種問題が発生した場合、個々への迅速な対応は難しいため、当該問題に関して複数の申し出があつて、共通課題と認識されるものを優先的に委員会で検討する。
22. 自主管理登録製品（JAIA F☆☆☆☆表示製品）の品質に疑いがあるとの苦情に対しては、基本的には申請者と顧客の問題である。
23. 条文 17 条の製品検査は、恣意的に実施するものではなく、実施する場合には事前に申請者に連絡をする。
24. この建築基準法改正(平成 15 年 7 月 1 日施行)は、新築と大改修を対象としたものである。規制の対象となる範囲は面的な部分であり、この考え方に基づいて接着剤工業会の自主管理規定を運用する。

(附則)

初回制定	平成 15 年	5 月 20 日
改正	平成 17 年	9 月 30 日
改正	平成 20 年	8 月 1 日

以上

改正履歴書

規定類名称

自主管理規定運用のための解説

平成20年8月1日改正（第3版）

3項 追加

- ・責任者である。 → 責任者であり、社印又は代表者印を捺印する。

6項 追加

- ・～記載する。 → ～記載すると共に、第4条に規定された住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品として、その用途（使用部位）を記載する。

7項 新規追加

- 登録製品品質管理チェック表(様式-7)の代表者とは、会社の代表者又は接着剤事業の責任者であり、社印又は代表者印を捺印する。

旧7項～23項 項番号変更

- ・8項～24項へ。